

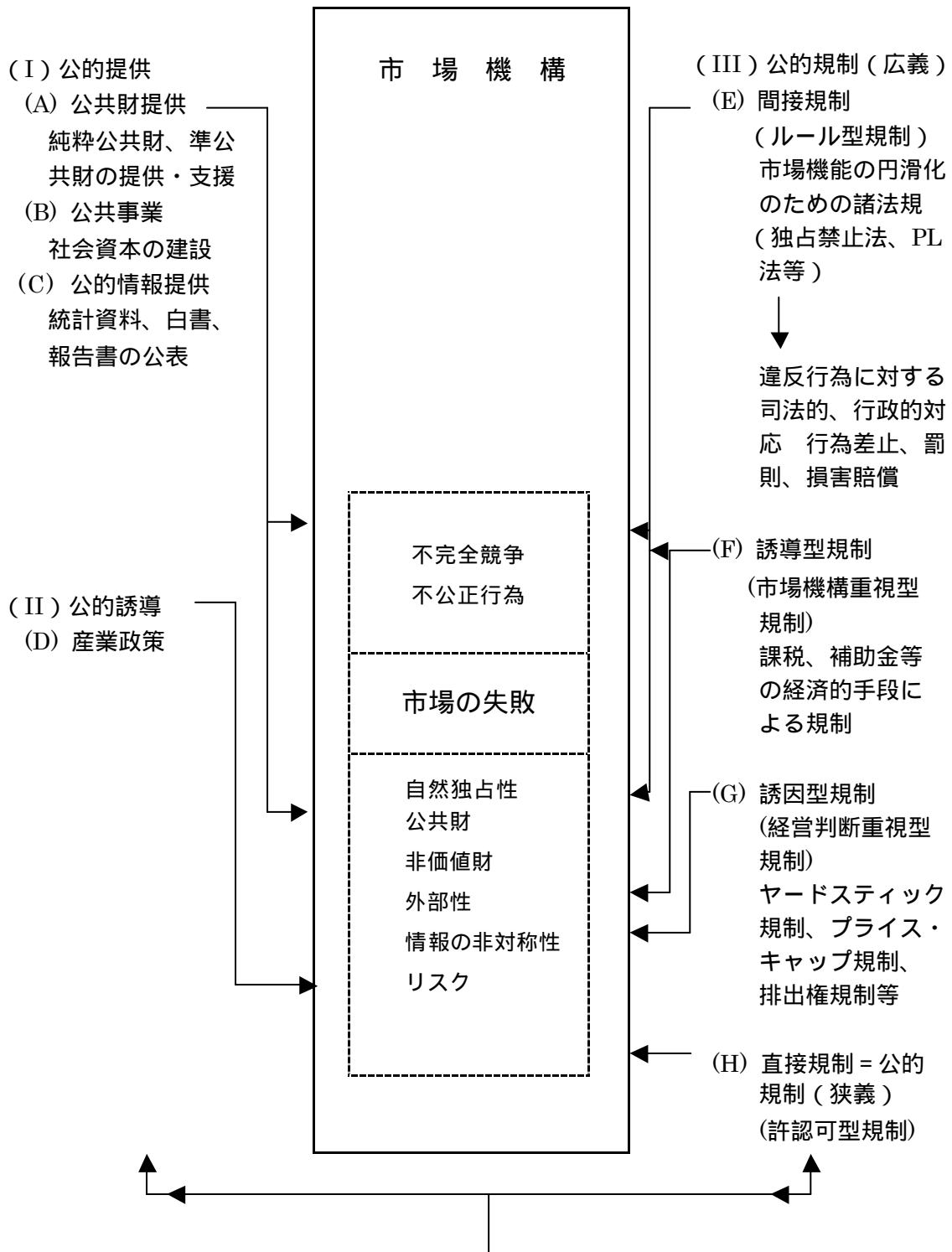
経済研修所 講義用資料（図表編）

東京経済大学経済学部教授 江藤 勝

2004年9月21日（火）、22日（水）

- 図1.1 市場機構に対する公的関与の体系
 - 図1.2 政府レベルの「公的規制」の定義と体系
 - 図2.1 外部経済・外部不経済
 - 図2.2 独占による厚生損失
 - 図2.3 自然独占と規制
 - 表1.1 日本の公的規制関係法律数の推移
 - 表1.2 検査・検定制度数及び資格制度数の経年推移
 - 表1.7 米国における被規制分野のウェイトとその変化
 - 表2.2 米国における規制緩和の主な流れ
 - 表2.3 英国国営企業の民営化
 - 表2.4 英国における規制改革の主な流れ
 - 表2.5.1 我が国の規制改革の取り組み状況（1997年12月 - 1995年3月）
 - 表2.5.2 我が国の規制改革の取り組み状況（1995年12月 - 2001年3月）
 - 表3.7 規制改革の諸影響（米国）
 - 表3.8 民営化・規制改革の諸影響（英国）
 - 図表5. 米国・英国の、規制改革等実施後のネットの雇用変化
 - 表3.9 米・英の参入・退出及びネット企業数
- （参考表） 推計結果の概要

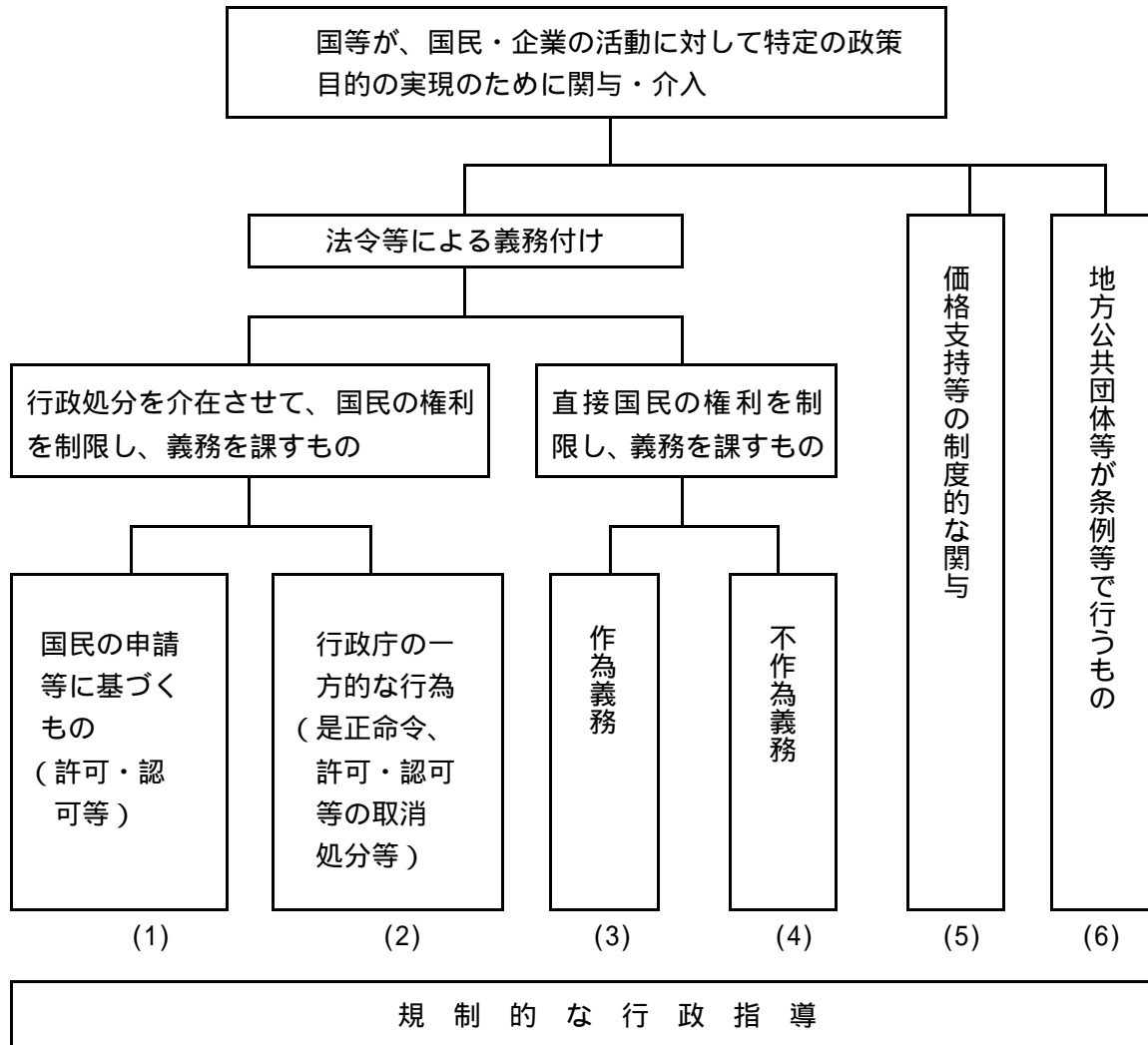
図 1.1 市場機構に対する公的関与の体系



行政の恣意的裁量性、不透明性に対処する制度としての行政手続法、情報公開法、議会監視等

(出典) 植草編 (1997)。

図 1.2 政府レベルの「公的規制」の定義と体系



[例]

- (1) ・ ・ 営業開始の許可、施設・設備の変更の認可、運賃・料金の設定(変更)の認可、製品・施設等に関する検査など
- (2) ・ ・ 基準や法令に違反した場合等における改善命令、営業停止命令、許可・認可等の取消処分など
- (3) ・ ・ 指定された期間内における業務開始義務、運賃、契約約款等の揭示義務、成分等の表示義務、帳簿の記載・備付け義務など
- (4) ・ ・ 他業務の兼業の禁止、不当な勧誘等の禁止、公衆の利便を阻害する行為の禁止、名義貸しの禁止など
- (5) ・ ・ 農産物に係る生産者・需要者取引価格の行政等による設定など
- (6) ・ ・ 宅地開発等指導要綱、ふく調理師の免許、景観条例など

(出典)総務庁編(2000)。

図 2.1 外部経済 外部不経済

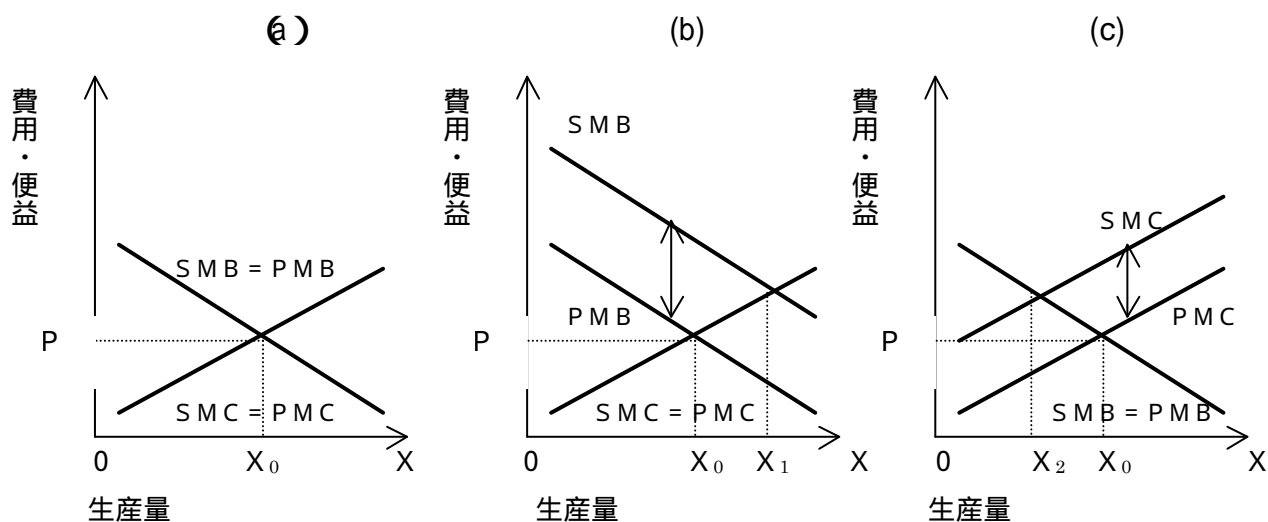


図 2.2 独占による厚生損失

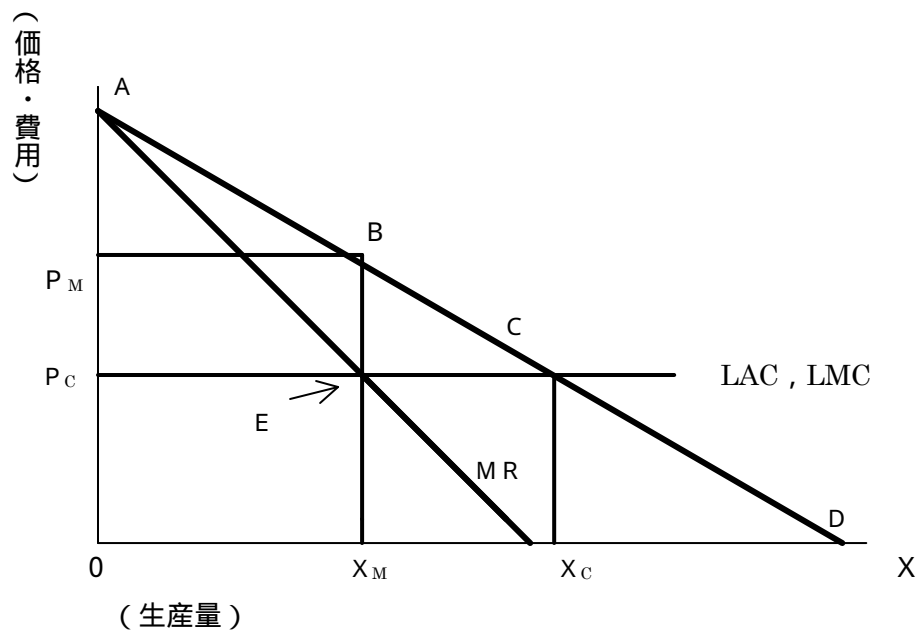
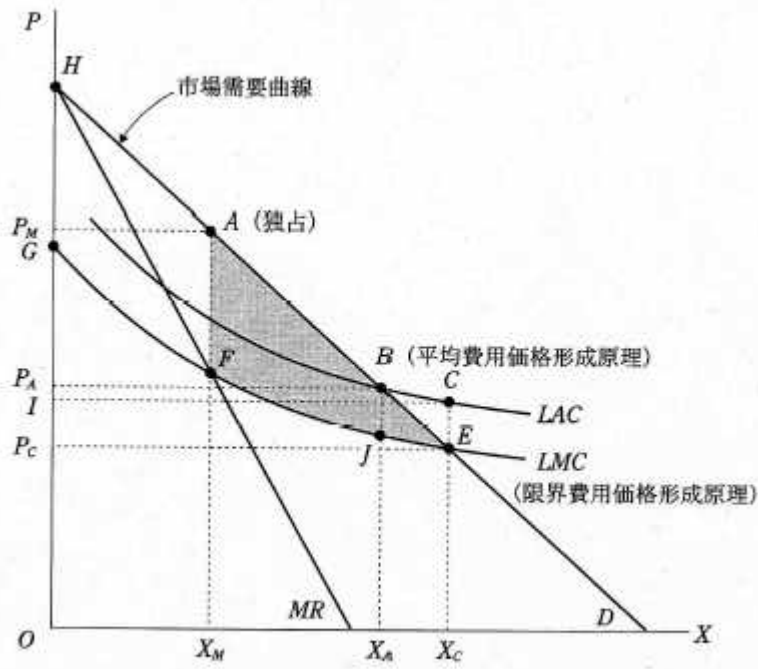


図 2.3 自然独占と規制



(出典) 岩田 (1993)。

表1.1 日本の公的規制関係法律数の推移

区分 時期	許認可等設定法律 (a)	うち「社会的規制」 関係法律数 (b)	うち「経済的規制」 関係法律数 (c)	社会的規制の ウエイト (b)/ (a)×100(%)	経済的規制の ウエイト (c)/ (a)×100(%)
計	549 (100)	225 (100)	261 (100)	41.0	47.5
1867-1944年	34 (6.2)	8 (4.0)	19 (7.3)	23.5	55.9
1945-54年	187 (34.1)	75 (37.9)	102 (39.1)	40.1	54.5
1955-64年	100 (18.2)	34 (17.2)	42 (16.1)	34.0	42.0
1965-74年	84 (15.3)	41 (20.7)	35 (13.4)	48.8	41.7
1975-85年	48 (8.7)	15 (7.6)	22 (8.4)	31.3	45.8
1986-95年	77 (14.0)	35 (12.6)	39 (14.9)	45.5	50.6
1996-98年	19 (3.5)	17 (7.6)	2 (0.8)	89.5	10.5

注 1) 「社会的規制」関係法律は、主として安全、衛生の確保、環境保全に関する規制を定めた法律。

2) 「経済的規制」関係法律は、個別の営業活動を規制している法律。

3) 分類不明なものがあるため、(b)と(c)の計は(a)に一致しない。

(出典) 1867 - 1944年、1945-54年、1955-64年、1965-74年の法律数は、植草編(1997)による。

(原資料は、1988年及び1989年の行革審作成のものである。)

1986-95年、1996-98年については、規制緩和白書(1997年版～2000年版)の資料をもとにそれぞれの法律数を求めた。

表1.2 検査・検定制度数及び資格制度数の経年推移

区 分	1989.3.31 現 在	1990.3.31 現 在	1991.3.31 現 在	1992.3.31 現 在	1993.3.31 現 在	1994.3.31 現 在	1995.3.31 現 在	1996.3.31 現 在	1997.3.31 現 在	
検査 検定制度数	122	122	122	121	119	119	117	120	119	
資格 制度数	212	213	215	216	218	219	219	220	223	
資格 の 性 格	業務 独 占	96	94	94	95	96	96	96	97	98
	必 置	92	94	96	96	97	98	98	98	99
	名 称 独 占 等	24	25	25	25	25	25	25	25	26

区 分	1998.3.31 現 在	1999.3.31 現 在	
検査 検定制度数	114	129	
資格 制度数	225	226	
資格 の 性 格	業務 独 占	98	99
	必 置	99	99
	名 称 独 占 等	28	28

- 注 1) 業務独占資格」とは、その資格を有する者でなければ一定の業務に従事することができないものをいう(例：弁護士、税理士、医師)。
- 2) 必置資格」とは、一定の事業場等において該当資格者を管理監督者等として配置することが義務付けられているものをいう(例：食品衛生管理者、宅地建物取引主任者)。
- 3) 名称独占等資格」とは、その資格を有する者でなければ一定の名称(称号)を用いることができないもの又は専門的知識・技能を有することを公証するものをいう(例：技術士、栄養士、情報処理技術者)。
- (出典) 総務庁編(2000)。

表1.7 米国における被規制分野のウェイトとその変化

① MacAvoy(1992)による試算

	1965年	1970年	1980年	1987年
価格・参入規制	9.8	15.6	15.0	8.7
自然独占型産業等	6.6	12.1	11.6	5.3
金融・保険業	3.2	3.5	3.4	3.4
健康・安全・環境規制		14.5	12.0	10.9
計	9.8	30.1	27.0	19.6

注1) 被規制分野の産業全体に占める割合(%)を、付加価値額ベースで表したものの。

2) 「自然独占型産業等」には、鉄道、トラック輸送・倉庫、航空、電信・電話、電力・ガス・上下水道等、石油・ガスの採掘が含まれる。ただし、1987年については、電信・電話、電力・ガス・上下水道等、のみが含まれる。

3) 健康・安全・環境規制の分野については、これらの規制の影響が大きい、金属鉱業、石炭鉱業、建設、紙・同関連製品、化学・同関連製品、石油・同関連製品、窯業、一次金属、自動車の各産業の付加価値額がとられている。

(出典) 植草編(1997)。

表2.2 米国における規制緩和の主な流れ

	1970年代	1980年代	1990年代			
主 な 動 き	70	・預金金利自由化が始まる	80	・自動車輸送事業者法 ・スティーガーズ鉄道法 （経営の自由化促進） ・「80年金融制度改革法」預金金利 規制の段階的撤廃、貯蓄金融機関 の資金運用拡大等	91	・連邦預金保険公社改善法
	71	・付加価値通信網（VAN）自由化			92	・ブッシュ大統領規制改革案発表 ・エネルギー政策法、電力託送命令 等
	75	・証券手数料自由化			93	・クリントン政権発足 ・ナショナル・パフォーマンス・レ ビュー発表
	76	・鉄道業活性化・規制改革法 （料金規制緩和）	81	・レーガン政権誕生 ・原油・石油製品統制解除	94	・州レベルのトラック産業の規制緩 和のための法律成立 ・州際銀行支店効率化法成立
	77	・航空貨物輸送規制緩和法 （参入・料金規制の緩和）		・バス規制改善法 （州営バスに関する参入規制の 緩和）	96	・連邦エネルギー規制委員会、大電 力会社に対するメガ規制決定 ・電気通信法改正、施行ルール策定
	78	・航空旅客輸送規制緩和法 （参入・料金規制の緩和） ・天然ガス政策法（価格規制緩和）		・AT&T分割同意判決	97	・マイクロソフトの抱き合わせ販売 司法省により提訴される
	79	・原・精製油規制排除法 （国内原油価格規制廃止）	82	・航空の運賃許可制廃止	98	・カリフォルニア州で電力小売自由 化
			83	・AT&T分割	99	・金融制度改革法成立
			84	・民間航空委員会解散	00	・連邦地裁、マイクロソフトに分割 命令下す
			85	・米国預金金利自由化が完了 （要求払い預金を除く）	01	・カリフォルニア州で電力危機発生 ・連邦高裁、マイクロソフト分割命 令を破棄し、地裁に差し戻し
		86	・ブッシュ政権発足			
		89	・S&L救済法 整理信託公社（RTC）の新設等			

（出典）規制緩和・民営化研究会，南部・江藤編著(1994)に追加・修正。

表2.3 英国国営企業の民営化

民営化開始年	電 気 通 信	エ ネ ル ギ ー	運 輸	そ の 他
1979/80		(サッチャー政権第1期) ブリティッシュ ペトロリアム (石油)		ICL (エレクトロニクス)
1980/81				ブリティッシュ・ア エロスペース
1981/82	ケーブル& ワイヤレス (国際通信)		ナショナル・ フレイツ(陸運)	アマシャム・インタ ーナショナル(機械)
1982/83	International Aeradio (通信)	ブリトイル (石油)	A.ブリティッ シュ・ポート (港湾)	英国鉄道ホテル
1983/84				
1984/85	ブリティッシュ ・テレコム (通信)	(サッチャー政権第2期) wytch farm (石油) エンタープライ ズ・オイル	Sealink (フェリー)	ジャガー Inmos (半導体)
1985/86				
1986/87		ブリティッシュ ・ガス	ブリティッシュ ・エアウェイズ	
1987/88		(サッチャー政権第3期) ブリティッシュ ・エアポーツ		ロールス・ロイス
1988/89			ナショナル・バ ス・カンパニー	
1989/90				水道公社
1990/91		電力会社 地方配電会社		
1991/92		(メジャー政権)		
1992/93				
1993/94				
1994/95		ブリティッシュ ・コール	ブリティッシュ ・レイル	

(出典) 表2.2に同じ。

表2.4 英国における規制改革の主な流れ

1979年	サッチャー政権成立
80年	交通法制定により、急行バスの参入・価格自由化。
81年	電気通信法制定によりB T設立。
83年	マーキュリー参入。 エネルギー法成立（国営電力会社に買電等義務付け）。 交通法改正（バスの自治体の補助政策を規制）。
84年	電気通信庁設立（O F T E L）。 B T価格キャップ制導入。
85年	交通法改正により、全バスの参入・価格自由化。 航空運賃届出制へ。 交通法改正でバス事業免許の廃止。
86年	ガス法成立、参入許可制と価格キャップ制の導入。 独立規制官庁O F G A S設立。 ビッグ・バン大改革。
87年	銀行法改正。 B A、B C a lを合併。
89年	電力法改正（分割・民営化決定）。 電力庁（O F F E R）設立。
90年	電力大口需要家、発電・配電会社の選択自由化。 発電電力プール制、価格入札制導入。 送・配・小売価格にプライスカップ制。 独立テレビ規制委員会（I T C）、民間放送免許の入札制導入。
91年	電気通信に、新規参入増加始まる。 メジャー政権成立。
92年	O F G A S、B Gの分割を提案。
93年	独占・合併委員会（M M C）、B G販売部門の分割勧告。
94年	トラックの資格免許制緩和。 規制緩和とコントラクティング・アウト法制定。
96年	B Gは、パイプラインのみ独占を認めらる。
97年	ブレア政権成立。「ベター・レギュレーション・ユニット」設置。 「ベター・レギュレーション・タスク・フォース」設置。 金融サービス機構（F S A）発足。
98年	最低賃金制復活法成立。
99年	「ベター・レギュレーション・ユニット」を、「レギュラトリー・インパクト・ユニット」に名称変更。
2000年	「金融サービス・市場法」成立。 94年の「規制緩和とコントラクティング・アウト法改正法」成立。
2001年	電力プール制を廃止し、新電力取引制度（N E T A）スタート。

（出典）規制緩和・民営化研究会 南部・江藤編著(1994)，経済企画庁編「平成8年版世界経済白書」・「平成9年版世界経済白書」等により作成。

表2.5.1 我が国の規制改革の取り組み状況（1977年12月 - 1995年3月）

年 月	主な規制改革事項
1977.12	許認可等整理合理化計画（閣議決定） 1,240事項の許認可について廃止、簡素化等。
82. 2	臨時行政調査会（第二次臨調、1981～83）答申 家電、国鉄、専売の3公社の民営化答申。
83. 3	第二次臨調最終答申 行政の責任領域の見直し、国民負担の軽減、行政事務の簡素合理化、民間活力の助長等の観点から、235事項の許認可を指摘。 （例）新車の車検の有効期間を2年から3年に延長。
85. 7	臨時行政改革推進審議会（第一次行革審、83～86）答申 長期的な構造改革対策として、民間活力の発揮を中心に258事項の許認可等について指摘。
85. 4	日本専売公社が日本たばこ株式会社に
85. 4	電電公社が日本電信電話株式会社（NTT）に
87. 4	国鉄の6旅客会社・1貨物会社への分割・民営化
88.12	臨時行政改革推進審議会（第二次行革審、87～89）答申 「公的規制の緩和に関する答申」。経済構造調整の観点から、国民生活の質的向上、産業構造の転換、国際的調和、等に重点をおいた事業規制改革提案。 （例）トラック事業の規制緩和、金利規制緩和。
92. 6	臨時行政改革推進審議会（第三次行革審、90～93）答申 「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する答申」。国民生活関連の経済的規制を中心に規制緩和。 （例）運転免許証の有効期間にメリット制導入。
93. 4	総合経済対策（閣議決定） 許認可等の1割整理、1万件を切ることを目標に規制見直し。
93. 9	緊急経済対策（閣議決定） 経済活性化、内需振興の観点から94事項の規制緩和等。 （例）ビール製造免許の最低数量基準引き下げ、携帯電話切り売り制。
93.10	第三次行革審最終答申 アクションプランの策定、規制緩和オンブズマン設置、等。
93.11	経済改革研究会（平岩研）中間報告 経済的規制は「原則自由」、社会的規制については「自己責任」を原則に最小限にすることを提言
94. 2	「今後における行政改革の推進方策について」（行革大綱）（閣議決定） 「規制緩和推進計画」策定、「行政改革委員会」設置等を決定。 781項目の規制緩和・国民負担軽減。 （例）鉄道のグリーン料金等の届出化、国内空港の割引運賃届出化。
94. 7	「今後における規制緩和の推進等について」（行革大綱）（閣議決定） 住宅・土地・情報・通信・輸入促進・流通・金融・証券・保険の重点4分野につき279事項の規制緩和。 （例）建設資材の外国検査データ受入れ、トラックの営業区域拡大、普通預金の金利自由化。
95. 3	「規制緩和推進計画」（閣議決定） 1,091項目につき、5年計画で規制緩和。 4月に3年間での繰り上げ実施決定。

表2.5.2 我が国の規制改革の取り組み状況（1995年12月 - 2001年3月）

年 月	主な規制改革事項
1995.12	行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第一次）」 12分野において具体的な規制緩和方策を指摘。
96. 3	「規制緩和推進計画」改訂（閣議決定）
96.12	経済審議会建議 高度情報通信、物流、金融、土地・住宅、雇用・労働、医療・福祉の重点6分野につき、 構造改革を提言。
96.12	行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第二次）」 13分野において具体的な規制緩和方策を指摘。
97. 3	「規制緩和推進計画」再改定（閣議決定） 2,823項目の規制緩和。
97. 5	「経済構造の変革と創造のためのプログラム」（閣議決定） 成長が期待される分野について総合的な施策を展開し、魅力ある事業環境を整備し、 経済の効率性や柔軟性と産業の競争力を高める。
97.12	「経済緩和の推進等について」（閣議決定） 新たな規制緩和推進3か年計画の策定、規制緩和委員会の設置等を決定。
98. 1	行政改革推進本部の下に、規制緩和委員会を設置。
98. 2	行政改革推進本部規制緩和委員会発足。
98. 3	「規制緩和推進3か年計画」（閣議決定） 624項目の規制緩和。
98. 9	規制緩和委員会「規制緩和に関する論点公開」
98. 9	総務庁「許認可当の審査・処理期間の半減・短期化について（とりまとめ結果）」を公表。
98.12	規制緩和委員会「規制緩和に関する第一次見解」 国際性の視点、効率的な規制緩和の視点、規制改革という視点、国民の理解と協力を 得るという視点、の4つの視点を重視することを明示。
99. 3	「規制緩和3か年計画」改定（閣議決定） 917項目の規制緩和。
99. 4	規制緩和委員会を「規制改革委員会」に改称。
99. 7	規制改革委員会「規制改革に関する論点公開」
99.12	規制改革委員会「規制改革に関する第二次見解」 第一次見解での視点に加え、選択の自由と多様性の確保、新しいサービス・商品と技術 開発の環境整備、コストの認識、行政関与の在り方、が新たな視点として追加される。
2000. 3	「規制緩和推進3か年計画」再改定（閣議決定） 1,268項目の規制緩和。
00. 7	規制改革委員会「規制改革に関する論点公開」
00.12	規制改革委員会「規制改革についての見解」
00.12	「行政改革大綱」（閣議決定） 新たな規制改革推進3か年計画の策定と新たな規制改革推進体制の方向性を示す。（規制 改革委員会に代わり新たな審議機関を内閣府に設置する意向を示す）
2001. 3	総務庁「規制改革の経済効果分析」
01. 3	「規制改革推進3か年計画」（閣議決定）

（出典）内閣府政策統括官（2001b）、の参考資料。

表 3.8 民営化・規制改革の諸影響（英国）

国名	産業	価格料金 手数料	生産性	雇 用	賃金	収益	投資	倒産 多発	商品サービ ス多様化	利便性	エコノミ サ ー シ ス	寡占度	寡占的 弊 害	安全性(外 部不経済)	消 費 者 余剰拡大	生 産 者 余剰拡大	社会的 余 剰	技術 革新
英	航 空	↓	↑	↓ ↑ BA合理化 の後増加 4万人 86→00年	↓	↑	↑		○	○		↑ BAのシェア増大 (輸送能力) 国内60%以上	× 英・EU間 路線 競争増大	○				
	トラック	↓							○	○		↑		環境負荷 100～ 180億ポンド				
	電気通信	↓ 実質38%, 名目90% 84年→95年	↑ 全要素 生産性 年平均7.2% 89→94年	↓ ↑ △7.2万人 84→95年 1.7万人増 95→00年		↑	↑		○	○	○	コスト支出 9000万 ～1.8億 ポンド	BTのシェア 収入で87% 交換業務で 97%(95年)			↑		
	電 力	↑から↓ 配電、93年頃ま で上昇後、低下 へ / プール価 格下がらず	↑ 3産業 計で 上昇	↓ △6万人 90→95年		↑ 特に 配電 会社							↓ 発電・配電 ともに		石炭産業 衰退			
	水 道	↑		△6.8万人 90→95年														
	ガ ス	↓		△3.5万人 95→00年 ↓ △0.9万人 86→87年									↓ 契約市場	○ B Gの市場 支配力大				
	銀 行			合計で 2.8万人 86→95年					○	○								
	証 券	大 小 手 口 口 数 ↓ ↑ 料		△3万人 95→00年					○	○								
	バ ス	↓ 急行バス ↑ 大都市バス							○ 急行・地域 バス × 大都市バス	○			↑ 急行バス 複占化		→ 変化なし			

図表5 米国・英国の、規制改革等実施後のネットの雇用変化

(1)米国

産業		開始年	2000年12月	両期間の増減
鉄道	人数(千人)	524	231	-293
	全就業者に占めるウエイト	0.6	0.2	-0.4(%ポイント)
トラック	人数(千人)	1,182	1,645	463
	全就業者に占めるウエイト	1.2	1.2	0(%ポイント)
航空	人数(千人)	389	1,167	778
	全就業者に占めるウエイト	0.4	0.9	0.5(%ポイント)
電信・電話	人数(千人)	1,110	1,165	55
	全就業者に占めるウエイト	1.2	0.9	-0.3(%ポイント)
原油・天然ガス (掘削)	人数(千人)	706	322	-384
	全就業者に占めるウエイト	0.7	0.2	-0.5(%ポイント)
銀行・S&L	人数(千人)	1,497	1,674	177
	全就業者に占めるウエイト	1.6	1.3	-0.3(%ポイント)
電力	人数(千人)	354	354	0
	全就業者に占めるウエイト	0.4	0.3	-0.1(%ポイント)
ガス	人数(千人)	164	125	-39
	全就業者に占めるウエイト	0.2	0.1	-0.1(%ポイント)

(2)英国

産 業		開始年	2000年	両期間の増減
航空機製造	人数(千人)	198	181(89年)	-17
	全就業者に占めるウエイト	0.9	0.8	-0.1(%ポイント)
自動車等製造	人数(千人)	263	212	-51
	全就業者に占めるウエイト	1.3	0.9	-0.4(%ポイント)
電力	人数(千人)	183	123(95年)	-60
	全就業者に占めるウエイト	0.8	0.6	-0.2(%ポイント)
ガス	人数(千人)	88	66(94年)	-22
	全就業者に占めるウエイト	0.4	0.3	-0.1(%ポイント)
航空	人数(千人)	51	83	32
	全就業者に占めるウエイト	0.2	0.9	0.7(%ポイント)
電気通信	人数(千人)	224	202	-22
	全就業者に占めるウエイト	1.1	0.8	-0.3(%ポイント)
銀行・証券	人数(千人)	526	562	36
	全就業者に占めるウエイト	2.5	2.3	-0.2(%ポイント)
電気・ガス・水道	人数(千人)	234	135	-99
	全就業者に占めるウエイト	1.0	0.6	-0.4(%ポイント)
原油・天然ガス (掘削)	人数(千人)	15	29(95年)	14
	全就業者に占めるウエイト	0.1	0.1	0.0(%ポイント)
鉄道	人数(千人)	120	49	-71
	全就業者に占めるウエイト	0.6	0.2	-0.4(%ポイント)

(出所) 江藤勝他著「規制改革等実施産業における雇用等変化の分析」(2003年6月、日本労働研究機構、資料シリーズ・2003、No.133)

表3.9 米・英の参入・退出及びネット企業数

米	航空	1978年 43社 1984年 87社 1993年 76社 (コンピューターを除く) 85年から89年に14社合併	23社増
		コンピューター 210社 1988年 176社	34社減
		(以上のうち、新規参入148社の中で、90年時点で44社残存。104社退出)	
	トラック	L T L 1976年 614社 1993年 135社	479社減
		T L 1980年 18,045社 1993年 54,629社	36,584社増
	鉄道	長距離 1976年以降少くとも合併 12件の後、9大会社存在 短距離 200社以上参入	
	銀行	1979年 12,463社 1994年 7,926社	4,537社減
	都市ガス	生産 約8,000社、輸送 約2,300社、配給 約3,000社 (この他に大口需要家や配給会社にガスを売る会社あり)	
	電気通信	長距離 1982年 13社 1987年 270社 1996年 約500社 地方 1984年 ベビーベル7社 1996年 1,000社以上	
電力	1994年で3,204社の私营、連邦営、地方公営、組合営の他、1980年から 90年までコージェネレーター等 4,619件参入		
C A T V	1988年半ば 8,413社		
英	航空	1982年 10社 1987年 13社 1996年 約10社 (新規参入3社) (新規参入3社のうち1社退出)	
	バス	86、87年に公営バス民营化 400社参入	
	電気通信	1991年まで2社 1992年1月以降 41社、新免許の申請 95年 59社	
	鉄道	施設保有 1社 車輛保有 民間3社 運行部門 民間に9社フランチャイズ化	
	証券	1986年ビッグバン以前 10社前後、直後 33社 91年 25社(株式) 1986年ビッグバン以前 2社、直後 27社 91年 18社(国債)	
	都市ガス	1986年 B G C 民营化以後 生産・輸入 B G + 10社 輸送 B G 独占 配給 60社	
	水道	上下水道兼営会社 10社 上下水道専門会社 21社	
	T V 放送	1990年放送法により免許・入札制、旧来 12社と4社が新規落札	

(参考表)

推計結果の概要

分野		(1)基準年度	(2)規制改革による 価格下落率(推計)	(3)規制改革による 需要量増加率(推計)	(4)2002年度における 利用者メリット(推計)	
電気通信	移動体通信	1993	-50.5 %	1251.6 %	17,205 億円	
運 輸	国内航空	1992	-23.0 %	15.5 %	2,739 億円	
	鉄道*	J R	1996	-2.0 %	0.0 %	2,390 億円
		大手民鉄	1996	-16.3 %	4.6 %	
	タクシー*	1996	-2.0 %	0.1 %	52 億円	
	トラック*	1989	-23.2 %	8.8 %	38,763 億円	
	自動車登録検査制度*	1994	----	----	8,298 億円	
エネルギー	電 力	1994	-18.6 %	9.0 %	24,811 億円	
	都市ガス	1994	-12.5 %	5.8 %	1,674 億円	
	石油製品	ガソリン	1993	-26.7 %	7.2 %	22,714 億円
		軽 油	1993	-10.0 %	1.0 %	
		灯 油	1993	-30.9 %	5.6 %	
金 融	株式売買委託手数料	1993	-65.5 %	15.6 %	3,850 億円	
	損害保険	1995	----	----	2,742 億円	
飲食料品	米	1994	-27.9 %	1.5 %	11,709 億円	
	酒類*	ビール・ 発泡酒	1991	-9.1 %	4.3 %	5,465 億円
		清 酒	1991	-1.5 %	0.7 %	
		果 実 酒	1991	-13.1 %	30.4 %	
再販指定 商 品	化粧品	1996	-7.4 %	2.0 %	926 億円	
	医薬品	1996	-7.9 %	9.4 %		

注：(1) 分析対象とした規制改革が始まる前の年度。

(2)(3)は、基準年度と2002年度との比較。(4)は基準年度から2002年度までの利用者メリット増加額。

(ただし、*の分野における価格低下率・需要量増加率は2001年度との比較。従って、2002年度における利用者メリットは見込値)

(2) 価格は規制改革以外にも原材料費等の変動により変化するが、ここではこれらを除く「規制改革による価格低下」を推計。

(3) 推計された「規制改革による価格低下」(2)によって生じる理論的な需要増加率。

(4) (2)(3)を基に推計。

合計 14兆3,338億円

(資料出所)平成15年12月22日内閣府公表「90年代以降の規制改革の経済効果 - 利用メリットの分析(再改訂試算) -

- 図表のうち、出所を明記していないものの出典 -

岩田規久男（1993）『ゼミナール ミクロ経済学入門』日本経済新聞社。

植草益編（1997）『社会的規制の経済学』NTT 出版。

総務庁編（2000）『2000 年版規制緩和の白書』大蔵省印刷局。

（注）：図表に出所がないものは、江藤勝著「規制改革と日本経済」（2002 年 3 月、日本評論社）から引用。